

広野町電気自動車等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車又は電気自動車及びプラグインハイブリット自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車及び電気自動車等充電設備（以下「次世代自動車等」という。）の導入に要する経費について、広野町補助金等の交付に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で広野町電気自動車等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (3) 「プラグインハイブリット自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (4) 「電気自動車等充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリット自動車に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能をともに有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(5) 「初度登録」とは、初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録することをいう。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する者（以下「町民」という。）

(2) 補助金の交付申請をする日において町内に事業所等を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

(補助対象の要件)

第4条 補助対象の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、次世代自動車等を購入した日の属する年度の3月31日までに、広野町電気自動車等導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 次世代自動車等を購入したことを証する書類（領収書等）の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書等（町民が補助対象者又は次世代自動車の使用者となる場合を除く。）

(4) 電気自動車等充電設備の設置予定場所の案内図、形状、規格、構造等が分かるパンフレット等及び設置状況を示す写真（電気自動車等充電設備を導入する補助対象者に限る。）

(5) 振込口座（補助申請者名義）が確認できる書類の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、広野町電気自動車等導入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

3 規則第14条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の額を決定したときは、補助申請者が指定する口座に振り込む方法により、補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 補助申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広野町電気自動車等導入費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1） 第4条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助申請者から交付決定された補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第1項第3号に規定する町長が定めるものは、補助対象の次世代自動車等とし、同項ただし書に規定する町長が定める期間は、次世代自動車にあつては4年とし、電気自動車等充電設備にあつては3年とする。

2 補助対象者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図るものとする。

3 補助対象者は、第1項に定める期間内において当該次世代自動車等を処分しようとするときは、あらかじめ、広野町電気自動車等導入費補助金処分承認申請書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助の要件（次の各号のいずれも満たすこと。）

次世代自動車等の補助の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 次世代自動車に係る補助対象者にあつては、新車（初度登録）にて次世代自動車を導入すること。
- (2) 電気自動車等充電設備に係る補助対象者にあつては、未使用の電気自動車等充電設備を導入すること。
- (3) 電気自動車等充電設備に係る補助対象者にあつては、現に次世代自動車を保有しているものであること、又はこの要綱に基づく次世代自動車に係る補助金の交付を受けようとする者であること。
- (4) 導入する次世代自動車について、専ら自家用に供し、町内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における使用の本拠の位置が町内であるとして登録されること。）。
- (5) 導入する次世代自動車について、補助金の交付を申請する年度の4月1日から翌年の3月末日までに車両の初度登録を行うこと。
- (6) 導入する電気自動車等充電設備について、補助金の交付を申請する年度の4月1日から翌年の3月末日までに電気自動車等充電設備の販売店への支払いを完了していること。
- (7) 自動車販売業者が使用者となる場合にあつては、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の次世代自動車を販売する見込みがない）こと。
- (8) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がないこと。
- (9) 広野町暴力団排除条例（平成26年3月17日条例第20号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団員等でないこと。

別表第2（第5条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	車両本体価格の2分の1の額。ただし、50,000円を限度とする。
電気自動車	
プラグインハイブリット自動車	
電気自動車等充電設備	本体価格の2分の1の額。ただし、100,000円を限度とする。 ※ 設置費は対象外